

令和7年度外国人介護人材雇用促進事業業務委託仕様書

1 目的

この事業は、外国人介護人材の受入に関する会議・セミナー・個別相談会の実施に係る業務及び県内で活動する登録支援機関等を調査・分析し県内介護事業所へ紹介する業務を委託することにより外国人介護人材の県内介護事業所への受入を促進することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 業務内容

(1) 関係機関との連携会議(以下、「連携会議」という。)の実施

- ・ 連携会議を委託期間内において1回実施すること。
- ・ 実施時期は、事業者の都合に合わせて開催することとする。
- ・ 関係機関には、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会、公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会、一般社団法人埼玉県在宅福祉事業者協議会等を含むものとする。
- ・ 外国人介護人材に関する現状の分析や、今後、外国人介護人材を採用していくうえでの課題、今後、県としてどのような支援を行っていくべきかを議論し取りまとめていくこと。
- ・ 連携会議を行うに当たっては優良・最新事例の紹介を行うなど関係機関の参考となる情報の提供を行うこと。
- ・ 連携会議の開催については、会場型、オンライン型いずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は受託者が手配・準備すること。

(2) 採用未経験事業所を対象とした(仮称)外国人雇用推進セミナー(以下、「推進セミナー」という。)の実施

- ・ 推進セミナーを委託期間内において3回実施すること。
- ・ 実施時期は、事業者の都合に合わせて開催することとする。
- ・ 推進セミナーの対象者や内容等は次のとおりとする。

時期	対象者	内容
1 回目	法人経営者・ 管理者等	・外国人介護人材の定着に必要な支援内容として、受入に際しての配慮事項、工夫、環境整備、教育支援内容、生活・メンタルサポート内容、受入体制を維持するための経営・運営上の取組等の講義を実施する。 ・既に外国人介護人材を受け入れている介護事業所や、現に就労している外国人介護人材の事例を紹介する。
2 回目	介護職員 (外国人及び日本人) 等	・外国人介護人材と日本人介護職員が参加し、参加者同士の交流ができるセミナー等を実施する。相互理解の促進、不安の軽減及び意欲の向上につなげることを目的とする。
3 回目	管理者・ グループリーダー等	・外国人介護人材の定着に必要な支援内容として、指導・育成に際しての工夫、配慮事項、日本語学習の支援方法等の講義を実施する。

- ・ 参加者アンケートを実施し、集計結果を、県に報告すること。なお、調査項目、方法等の詳細については事前に県と協議すること。
 - ・ 事業を効果的に実施するため介護事業所あて事業内容を積極的に周知するとともに、ホームページ等により随時情報提供を行うこと。
 - ・ 推進セミナーの開催については、会場型、オンライン型いずれの方式での開催でも可とするが、必要な会場、機材等は受託者が手配・準備すること。
 - ・ 後日、推進セミナーの動画を作成して公開すること。
 - ・ 推進セミナー参加者の目標は計70人とする。
- (3) 県内巡回セミナー及び個別相談会(以下、「巡回セミナー等」という。)の実施
- ・ 巡回セミナー等を委託期間内において4回程度実施すること。
 - ・ 巡回セミナーのあと希望者に対して個別相談会を開催すること。
 - ・ 実施時期は、事業者の都合に合わせて開催することとする。
 - ・ 巡回セミナー等の対象者や内容等は次のとおりとする。

対象者	開催場所	内容
法人経営者 ・人事採用担当者等	次の地区を対象として開催すること。 ①県南・県央地区 ②西部地区 ③東部地区 ④北部・秩父地区	・外国人介護人材の定着に必要な支援内容として、受入に際しての配慮事項、工夫、環境整備、教育支援内容、生活・メンタルサポート内容、受入体制を維持するための経営・運営上の取組等の講義を実施する。 ・既に外国人介護人材を受け入れている介護事業所や、現に就労している外国人介護人材の事例を紹介する。 ・地域の特性に応じた内容を盛り込むこと。

- ・ 参加者アンケートを実施し、集計結果を、県に報告すること。なお、調査項目、方法等の詳細については事前に県と協議すること。
- ・ 事業を効果的に実施するため介護事業所あて事業内容を積極的に周知するとともに、ホームページ等により随時情報提供を行うこと。
- ・ 巡回セミナー等の開催については、会場型で行い、必要な会場、機材等は受託者が手配・準備すること。
- ・ 巡回セミナー等参加者の目標は計40人とする。

(4) 登録支援機関等の調査・分析・紹介

- ・ 県内で活動する登録支援機関等に調査票等を送付し供給できる特定技能外国人の状況（送出し機関、日本語能力水準、介護技術水準、日本での平均就労期間等）を把握すること。
- ・ 県内の介護事業所に対して、現在利用している又は過去利用していた登録支援機関等の実態について、調査票等を送付してアンケート調査を行い県内の登録支援機関等の状況を把握すること。
- ・ 上記を踏まえて登録支援機関等の強み等の分析を行い、その結果を踏まえて県内の介護事業所へ登録支援機関等の情報提供を行うこと。

(5) 実績報告

上記(1)～(4)の結果について、次に掲げる電子データを県に提出すること。

- ・ セミナー等の開催状況が確認できるもの
- ・ 登録支援機関等の分析結果
- ・ 登録支援機関等を紹介した事業所数
- ・ 各経費の内訳が確認できるもの

- ・ アンケート集計結果
- ・ 事業の周知及び募集の方法や内容が確認できるもの
- ・ 事業実施上の課題及び提言

4 委託契約額等

(1) 委託契約額の内訳

委託契約額の内訳は、次に掲げる経費とする。

- ・ 推進セミナー等に要する経費
推進セミナー、巡回セミナー等、登録支援機関等の調査・分析・紹介
- ・ 運営経費
一般管理費、人件費、募集費、その他運営経費
- ・ その他
消費税

(2) 委託契約額の支払

- ・ 本業務を完了した際は、精算を行うものとする。
- ・ 精算の結果、委託契約額に超過が生じた場合は、県の指示によりその超過額を返納しなければならない。
- ・ 精算の結果、委託契約額に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補てんする義務を負わない。

5 業務の実施

- (1) 本事業が県との委託に基づく公的事业であることを十分認識し業務の実施にあたっては県の指示に従うとともに適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、会計関係帳簿類を整備し、事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業について事業の終了後も含めて今後、埼玉県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので検査に積極的に協力するとともに事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

6 その他事項

- (1) 上記業務についてはすべて県と十分に協議し承認の上実施すること。
- (2) 受託事業者はやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には予め県と協議の上承認を得ること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については県の指示に従うこと。

- (4) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には県と協議すること。
- (5) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。)は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物(写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等)を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は県に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず契約の終了後も継続するものとする。
- (6) 本事業において第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (7) 実施作業の一部について再委託を行う場合は、再委託の相手先毎に、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載した文書を県に提出し県の承認を得ること。
- (8) 委託業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託期間が解除された後においても同様とする。